



平成 29 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 ティーライフ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 植田 伸司
(コード：3172 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 鈴木 守
(TEL. 0547-46-3459)

消費者庁からの措置命令に関するお知らせ

当社は、本日、消費者庁より、当社が販売している「ダイエットプーアール茶」のウェブ広告表示の一部において、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。

このような事態に至りましたことにより、お客様や株主をはじめとする関係者の皆様にご迷惑をおかけすることになりましたことを、心よりお詫び申し上げますと共に、今回の措置命令を真摯に受け止め、再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 措置命令に至った事案

平成 28 年 5 月 18 日から同年 12 月 5 日までの間、「ダイエットプーアール茶」という商品を販売するにあたり、当社ウェブ広告において、「知らないうちにスタイルアップ↑に導く まったく新しいダイエット茶」、「苦しむことなくラクラクダイエットサポート!」、「いつもの飲み物をおいしいお茶に替える新習慣!」、「2大有用成分がラクラクダイエットを応援」、「長期間の醗酵によって緑茶の有用成分カテキンが『重合カテキン』や『没食子酸』にパワーアップ。ラクラクダイエットをサポートします。」等と記載することにより、あたかも、普段の食生活における飲料を本商品に替えることにより、本商品に含まれる成分による痩身効果の促進作用が容易に得られるかのように示す表示について、消費者庁から一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するとの認定を受けたものであります。

2. 措置命令の内容

- (1) 上記 1 の内容を、あらかじめ消費者庁長官の承認を得た方法にて、一般消費者に周知徹底すること。
- (2) 今後、本商品または同種の商品の取引に関し、上記 1 記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、役員及び従業員に周知徹底すること。
- (3) 今後、本商品または同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、上記 1 記載の表示と同様の表示をしないこと。
- (4) (1) (2) の措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告すること。

3. 再発防止策

当社は、今回の措置命令を厳粛に受け止め、全ての広告表示についてコンプライアンス体制をより一層強化し、法令を遵守徹底することで再発防止に努めてまいります。

以上

本件、お客様等からのお問い合わせ先は、以下へお願い申し上げます。

ティーライフダイエットプーアール茶専用ダイヤル

お客様フリーダイヤル 0120-59-2239 受付時間 午前9時から午後5時まで（土日祝を除く）
なお、9月30日（土）は受付いたします。

その他 I R 等のお問い合わせ 0547-46-3459 受付時間 午前9時から午後5時まで（土日祝を除く）